令和６年度「福祉の泉助成金（年末援護金配分）」の変更点について

１　年末援護金配分事業の条件等の変更　⇒申請条件等を緩和しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 変更前 | 変更後（下線：変更箇所） |
| 主な  対象  活動 | * 年末年始期間に、区民や団体が共同で実施する地域のたすけあい活動 * 季節家事サービスの推進（年末大掃除等） * 各種生活支援サービス（送迎・入浴・布団乾燥・理髪サービス等）の推進 * おせち料理等の配食・季節会食会の開催、福祉当事者団体の季節行事の開催（クリスマス会・新年会等） * 住民と福祉施設との季節交流事業の開催（クリスマス会・餅つき大会等） | * 年末年始期間（【対象期間】おおむね11月～２月）に、区民や団体が共同で実施する地域のたすけあい活動 * 季節家事サービスの推進（年末大掃除等） * 各種生活支援サービス（送迎・入浴・布団乾燥・理髪サービス等）の推進 * おせち料理等の配食・季節会食会の開催、福祉当事者団体の季節行事の開催（クリスマス会・新年会等） * 住民と福祉施設との季節交流事業の開催（クリスマス会・餅つき大会等） |
| 条件 | * １回あたりの参加者が100人以上：50,000 * １回あたりの参加者が50人以上：30,000 * １回あたりの参加者が20人以上：20,000 | * 【対象期間】内の活動の参加者が30人以上：40,000 * 【対象期間】内の活動の参加者が20人以上：30,000 * 【対象期間】内の活動の参加者が10人以上：20,000 |
| 備考 | 収入合計から前年度繰越金、積立金を除いた額の20％を超える自主財源を確保 | * 自主財源の確保の要件なし（令和６年度より変更） * 対象期間内の活動であれば複数種類・複数回の開催も合算可 |

ポイント

* サロン・会食会での食材費をはじめ、全ての飲食経費については、助成金対象外となります。
* 申請については、対象期間内（おおむね11～２月）の複数種類・回の活動の合算した参加者数で申請条件を満たすことも可。
* 「泉ふれあい助成金」「福祉の泉助成金」の申込は原則として１団体１事業となります。ただし、１つの団体で別の事業（※）を行う場合は、「年末援護金配分事業」との重複を可とします（※「別の事業」とは、事業の目的・内容が異なり、利用対象者が半数以上異なる場合を指します）。

「年末援護金配分事業」は、下期助成金にて受付を行います。申込受付期間は、令和６年９月９日（月）～９月27日（金）となります（予定）。